

※ 外食業分野に関する必要な書類

<認定・変更用・第3表の11>

番号	必要書類	様式番号	提出の 要否	留意事項	提出確認欄		官用欄		
					いずれか 選択	過去に提出した 申請日及び申請番号			
1	外食業特定技能2号技能測定試験の合格証明書の写し		○		有	無		有	無
	日本語能力試験(N3以上)の合格証明書の写し		○		有	無		有	無
2	保健所長の営業許可証又は届出書の写し		△ (注3)	※保健所長の営業許可の名宛人が特定技能所属機関と異なる場合（営業許可書の営業場所は特定技能外国人が業務に従事することとなる特定技能所属機関が運営している事業所に限る。）には、①名宛人が異なることに関する理由書、②特定技能外国人業務に従事することとなる事業所たる物件を所有又は管理する者との当該事業所における飲食サービス営業に関する契約書の写し等が必要	有	無		有	無
3	外食業分野における特定技能外国人の受入れに関する誓約書(特定技能所属機関)	分野参考様式第14-1号	○		有	無		有	無
4	協議会の構成員であることの証明書(特定技能所属機関) (注) 特定技能外国人の初回の受入れから4か月以上経過している場合に必要		○	※令和6年6月15日以降の申請については、一律に提出(初めて外食業分野で受け入れる場合には申請前の協議会加入手続)が必要 ※令和6年6月15日より前の申請について、初めて特定技能外国人を受け入れる場合には、当該特定技能外国人の入国後4か月以内に協議会の構成員となる旨の誓約書(改正前の分野参考様式第14-1号)の提出が必要	有	無		有	無